

## 第8期 雲南市農業委員会第23回総会議事録

1. 日 時 令和7年5月23日（金） 15:00～15:48

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員（17名）

4. 欠席委員（2名）

5. 事務局又は説明者

### 6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

議第145号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について

議第146号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について

議第147号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について

議第148号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第149号 農地法第4条の規定による許可申請について

議第150号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第151号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

7. 傍 聴 1名

## 8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>時間が参りましたので、皆様ご起立ください。 一同ご礼。 ご着席ください。 これより先は、嘉本会長職務代理者には総会の議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今の出席委員は17名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第23回総会を開会いたします。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、10番委員、11番委員を指名いたします。</p>
議長 事務局	<p>日程第2、諸報告を行います。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について報告並びに説明】 ①農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ②農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届の受理について ③田畑転換届出の受理について ④災害復旧のための公共工事の施工に伴う農地転用に係る工期変更届出書の受理について ⑤農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・会議等の開催報告 ・会議等の開催予定</p>
議長	<p>説明が終わりました。諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は議席番号のみを告げてから発言をお願いします。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議長	<p>日程第3、議案の上程を行います。 最初に、議第145号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書5ページをご覧ください。議第145号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出についてです。現在、雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員には、大東町、加茂町、木次町、三刀屋町の4町からお出かけいただいております、任期は令和7年6月13日までとなっております。次期の委員の任期は令和7年6月14日から令和8年6月13日までの1年間となります。別紙1としてお配りしております委員名簿も合わせてご覧ください。現在の委員を申し上げます。大東町／三島輝昭 委員、加茂町／高橋一裕 委員、木次町／板持 斉 委員、三刀屋町／佐藤博子 委員です。 以上、説明といたします。</p>
議長	<p>ここで、先般の運営委員会でのこの案件に関しましてご協議をいただいておりますので、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
1 番	<p>運営委員会委員長よりご報告をお願いします。</p> <p>1 番です。議第 1 4 5 号は人事案件でございます。5 月 1 4 日に開催された運営委員会で協議をいたしましたのでご報告いたします。これまでも委員の任期期間中は特別の理由がない限りは、引き続きお願いする形を取っているところであります。先程、事務局から説明がありました現在の委員の皆様には、引き続きお務めいただければと思いますので、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局並びに運営委員長から説明、提案がありました質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>これは人事案件でございますので討論を省略いたします。</p> <p>お諮りいたします。議第 1 4 5 号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について、現在の委員であります、大東町／三島輝昭 委員、加茂町 高橋一裕 委員、木次町／板持 斉 委員、三刀屋町／佐藤博子 委員を留任として選出したいと考えます。提案のとおり留任とし、選出することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第 1 4 5 号については、提案のとおり留任とし、選出することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>次に、議第 1 4 6 号農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 6 ページ、議第 1 4 6 号 農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認について説明します。議案書 7 ページをご覧ください。図面資料については最初のページからです。</p> <p>番号 1 番、〇〇町〇〇の畑 1 筆、面積は 3 6 m<sup>2</sup>です。権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は、遠方に住んでおり長期間管理ができなかったため、原野化してしまった。ということです。令和 7 年 5 月 2 日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。</p> <p>以上、説明といたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議長	<p>議第 1 4 6 号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議長	<p>お諮りいたします。議第146号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第146号については、申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>次に、議第147号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書8ページ、議第147号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について説明します。議案書9ページをご覧ください。図面資料については5ページから掲載しています。</p>
議長	<p>番号1番、〇〇町〇〇、地目は田1筆で、関係者は1名、面積は3,198㎡です。令和7年5月8日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p>
議長	<p>番号2番、〇〇町〇〇、地目は畑1筆で、関係者は1名、面積は751㎡です。令和7年5月8日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p>
議長	<p>番号3番、〇〇町〇〇、地目は田1筆で、関係者は1名、面積は911㎡です。令和7年5月8日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p>
議長	<p>番号4番から7番、〇〇町〇〇、地目は田3筆、畑1筆で、関係者は1名、合計面積は668㎡です。令和7年5月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p>
議長	<p>番号8番、〇〇町〇〇、地目は田1筆で、関係者は1名、面積は115㎡です。令和7年5月8日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p>
議長	<p>非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。</p> <p>以上、説明といたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議長	<p>無いようですので、議第147号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。</p>
議長	<p>お諮りいたします。議第147号について、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第147号については、承認することに決定をいたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、議第148号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書10ページ、議第148号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は8件の申請が出ております。議案書11ページをご覧ください。図面資料は9ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は1,705㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、高齢になり耕作が困難である。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け耕作を行う。ということです。申請地は現在休耕地であり、今後も譲渡人自身では耕作できないということから、申請地の近くに住む譲受人に貰ってもらえないかとお願いをされたとのこと。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は199㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、自己管理が難しくなってきたため譲り渡す。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け耕作を行う。ということです。申請地は譲受人の自宅近くにあり、自家消費用の野菜を栽培するとのこと。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は261㎡です。所有者は既に死亡しており、法定相続人以外への特定遺贈のため、譲受人の単独申請となっています。遺贈者は備考欄に記載しております。譲受人は現所有者と兄妹関係であり、申請地は以前から譲受人が耕作していました。所有権取得後も変わらず野菜を栽培するという事です。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号4番、5番、6番、これらは譲受人が同一の関連する案件ですのでまとめてご説明します。〇〇町〇〇の計13筆。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は合計8,202㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け農業経営を行う。ということです。申請地は現在全て圃場整備を行っている農地です。現所有者らは全州市外や遠方に住んでいることから、今後の事業に伴う手続きを円滑に行うため、地元の方が譲り受けることにされました。譲受人は圃場整備後に耕作を行う予定である法人の理事であり、組合員として耕作に従事するという事です。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号7番、〇〇町〇〇の2筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は550㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は、空き家とともに譲り受け耕作を行う。ということです。譲受人は申請地の近くの空き家を購入し既に住んでおられます。所有権取得後は畑として野菜を栽培するとのこと。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号8番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は330㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、空き家とともに譲り渡す。譲り受けの申請事由は、空き家とも</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>に譲り受け耕作を行う。ということです。この案件についても譲受人は既に購入した空き家に住んでおられます。所有権取得後は畑として野菜を栽培するとのこと。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれます。従って、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、説明いたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議長	<p>無いようですので、議第148号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。議第148号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第148号については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>次に、議第149号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書15ページ、議第149号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。今月は2件の申請が出ております。議案書16ページをご覧ください。図面資料については29ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は179㎡です。申請人は議案書のとおりです。転用目的及び理由は、農業用倉庫兼車庫として利用したい。とのこと。始末書が提出されており、農地転用許可が必要との認識がなく、平成14年頃に倉庫を建築したということです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより転用目的を達成することができる場合に該当しないため、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は243㎡です。申請人は議案書のとおりです。始末書が提出されており、平成17年頃に居宅の拡張を行い、その一部が農地に入っていることを昨年になり認識したということです。農用地</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、規則第35条第1項第5号に規定する、既存の施設の拡張に該当すると考えます。なお、申請番号2番は第1種農地であることから、島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となります。本日許可相当と決定していただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。</p> <p>以上、説明いたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
7番	<p>はい。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
7番	<p>7番です。申請番号1番について、始末書が出ておりますので報告いたします。始末書を読ませていただきます。私が建築した倉庫について、本来、農地法第4条第1項の規定に基づき、農地の転用については農業委員会の許可が無ければ行うことが出来ませんが、その認識がなく無許可で倉庫の建築を行ってしまいました。本件について、この度、雲南市農業委員会に対し事後の手続きとはなりますが、正式な手続きを踏まえ地目変更登記を行いたいと存じます。現地には既に倉庫1棟が既存しています。つきましては現状のまま改めて農地法第4条第1項の規定に基づき申請をさせていただき、転用許可をいただけないかと考えております。何卒、許可をいただきますようお願い申し上げます。聞き取り調査は推進委員さんにしていただきましたので、聞き取りした内容を申し上げます。申請の経過は農地へ無断で倉庫を建てていたため、申請する必要があった。転用目的は農業用車両、農業用機械、農具等を格納するための倉庫を建築しました。平成20年より使用していました。本人が建てたということを聞き取り調査で伺っております。この案件につきまして、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>他にございますか。</p>
16番	<p>はい。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
16番	<p>16番です。申請番号2番について、始末書が提出されておりますので、読み上げます。農地転用申請につきまして、事後の申請となり誠に申し訳ございません。申請地の隣接に平成17年に住居を建てました。その際に、建物の一部が申請地の中に入っていることを昨年になって認識いたしました。今般、該当農地につきまして、改めて農用地区域の変更の申し出及び農地転用許可を受けて、申請地全体を宅地として利用したいと考えています。以後、このような違法行為のないようにいたします。つきましては、農地転用申請につきまして、何卒ご理解賜り、受理いただきますようお願い申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>他にありますか。</p>
	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、議第149号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p>
	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議長	<p>次に討論を行います。討論はございませんか。 (なしの声あり)</p>
	<p>討論を終わります。</p>
議長	<p>お諮りいたします。議第149号 農地法第4条の規定による許可申請のうち、申請番号1番について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第149号のうち申請番号1番については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>次に、議第149号 農地法第4条の規定による許可申請のうち、申請番号2番については、島根県農業会議設置の常設審議委員会への諮問による意見聴取が必要となる案件であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第149号のうち、申請番号2番については申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議設置の常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p>
議長	<p>次に、議第150号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書17ページ、議第150号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今月は5件の申請が出ております。議案書18ページをご覧ください。図面資料については36ページからです。</p>
	<p>申請番号1番。〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は825㎡です。地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由ですが、建築条件付宅地分譲地で、宅地分譲地を整備したい。とのこと。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、規則第33条第1項第4号に規定する、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。</p>
	<p>続いて2番から4番は関連する案件となっております。申請番号2番、〇〇町〇〇の3筆で、申請面積は6.8㎡です。地目は議案書のとおりです。権利の種別は地上権で、貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は、申請地を貸借し太陽光発電による送電用電柱を設置したい。とのこと。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより転用目的を達成することができる場合に該当しないため、代替性なしであると考えます。</p>
	<p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は1.7㎡です。地目は議案書のとおりです。権利の種別は地上権で、貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用</p>



発信者	議 事 録 要 旨
	<p>理由は、申請地を貸借し太陽光発電による送電用電柱を設置したい。とのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、規則第37条第1項第1号に規定する、土地収用法その他の法律により土地を収用しまたは使用することができる事業に該当すると考えます。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は1, 185㎡です。地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は、変電所を建設したい。とのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分、許可条項は3番と同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は1, 118㎡です。地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由ですが、申請地を譲り受け、農作業小屋を建設したい。とのことです。始末書が提出されておりました、昭和52年頃に農作業小屋1棟を建設し、現在では農作業小屋2棟、農機具小屋1棟に至るとのことです。農地転用許可が必要と知り今回申請したということです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分、許可条項は2番と同じです。</p> <p>なお、申請番号1番、3番、4番は第1種農地であることから、島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となります。本日許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会で許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。</p> <p>以上説明いたします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>5番 議長 5番</p> <p>はい。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>5番です。申請番号5番について、始末書が出ておりますので補足説明させていただきます。図面資料は49ページからです。始末書ですが、土地の申請にあたり無断で転用していることをお詫び申し上げます。詳しいことは先ほど事務局から説明があったとおりでありますけれども、昭和52年頃に1棟建て、その後に作業小屋を1棟、農機具小屋を1棟建てたということです。原状回復する必要があるかと思いますが、今後も現状と同様に使用したいという計画など、当方の勝手な都合であります、寛大なるご審議をお願いします。大変申し訳ありませんでしたという始末書が提出されております。また、面積が大きい関係上、利用計画図、申請計画の方で確認しておりますが、用排水について、図面の51ページの黒枠線の終わりに書いてありますが、既存の水路に排水し、また、生活用水については設備を設けないということで生活用水の排水はないということです。以上、ご審議願います。</p> <p>議長</p> <p>他にありますか。 (なしの声あり)</p> <p>議長</p> <p>無いようですので、議第150号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (なしの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。議第150号 農地法第5条の規定による許可申請のうち申請番号2番と5番について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第150号のうち、申請番号2番と5番については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議第150号 農地法第5条の規定による許可申請のうち、申請番号1番、3番、4番については、島根県農業会議設置の常設審議委員会への諮問による意見聴取が必要となる案件であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第150号のうち、申請番号1番、3番、4番については申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議設置の常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p>
議長	<p>次に、議第151号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、を議題とします。</p>
事務局	<p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書20ページ、議第151号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてご説明いたします。議案書21ページをご覧ください。今回の農用地利用集積等促進計画案ですが、設定件数は7件、内訳は〇〇町7件です。また、借り受け個数は1戸となっており、田が35, 114㎡となっております。この農用地利用集積等促進計画とは、基盤法による利用権設定に代わるもので、令和7年4月以降、これまで基盤法によって利用権設定されていたものは基本的にこちらの促進計画へ移行しました。促進計画では、全て間に農地中間管理機構が入ることとなっております。</p> <p>この全ての計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に基づき、全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本方針及び農地中間管理機構に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、説明といたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、今回は大東町のみの案件でありますので、事前に協議をさせていただいております。大東町から発表をお願いします。</p>
9番	<p>はい。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
9番	<p>9番です。1番から6番の申請ですが、引き受け手であります農事組合法人は〇〇から</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>〇〇方面にかけて担い手として、受けていただいている方ですので、協議の結果問題ないと判断しましたので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ただ今、〇〇町から発表のとおり、意見なしということですが、質疑はございませんか。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 次に、農業委員会として記述すべき意見はありませんか。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。議第151号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、意見なしとして市長へ回答することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第151号については、意見なしとして市長へ報告することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。 一同ご礼。 ご着席ください。</p> <p style="text-align: right;">(15:48終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_